

平成 28 年国民生活基礎調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置、並びに過去の答申で提供している平成 25 年国民生活基礎調査の匿名データ A と匿名データ B（諮問第 110 号答申、平成 30 年 1 月 18 日）に準じて作成・提供する。ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた国民生活基礎調査に係る匿名データと同様に、以下の匿名データを作成する。

匿名データの種類	調査本体の 標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
匿名データ A	約 2.4 万世帯	約 2 割	約 3.6 万世帯
匿名データ B	約 2.4 万世帯	約 2 割	約 0.6 万世帯

※「匿名データ A」は、「世帯票」、「健康票」の情報を統合したもの

「匿名データ B」は、「世帯票」、「健康票」、「所得票」、「貯蓄票」の情報を統合したもの

3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を基本とするが、前回答申の「平成 25 年国民生活基礎調査の匿名データ」の匿名化処理を適用する。

なお、新規の調査項目及び社会情勢の変化等による変更点は以下のとおりである。

(1) 新規の調査項目

【世帯票】

① 同居していない者の状況、平成 25 年調査は、「3 老人福祉施設」と「4 社会福祉施設（老人福祉施設を除く）」が、平成 28 年調査では、「3 老人福祉施設」、「4 障害者支援施設」と「5 3, 4 以外の社会福祉施設」と項目が分離された。平成 25 年匿名データの匿名化処理に準じて、福祉施設関連と長期入院者は、リコーディングする。

② 公的年金・恩給の受給状況、「基礎年金と厚生年金と共済年金」の選択肢追加。

平成 25 年匿名データに準じて、そのまま提供する。

- ③ 学校の種類、「補問 1 特別支援学校・特別支援学級」を追加。これについては、出現率が低い（1%未満、0.17%）ため、提供しない。なお、「問 10 学校の種類」は、平成 22 年国民生活基礎調査の匿名データの答申（※）に準じて、処理する。
※「1 小学・中学」を「1 小学・中学以下（在学したことがないを含む）」とする。
- ④ 乳幼児のいる世帯、「乳幼児の日中における保育者の状況」に「認定こども園」の項目追加。平成 25 年匿名データに準じて、そのまま提供する。

【健康票】

- ① 健診受診の有無、「どのような機会に受診したか」を追加。そのまま提供する。
- ② がん検診受診状況（過去 1 年間）、「どのような機会に受診したか」を追加。そのまま提供する。
- ③ 過去 2 年間の女性がん検診受診状況、「どのような機会に受診したか」を追加。そのまま提供する。

（2）社会情勢の変化等

- ① 同居していない者の人数、「単身赴任 3 人以上」は 0 世帯となったことから、リコーディングせず、そのまま提供。

4 今後の課題等

諮問第 110 号答申（平成 30 年 1 月 18 日）によれば、「国民生活基礎調査の匿名データは、これまで本体調査が採用している集落抽出法を重視したサンプリング方法で作成されている。匿名性を十分に確保できる方法は他にもあるため、集落抽出をベースにしない方法も検討すべきである。～（中略）～

外観識別項目の扱い方を整理し、匿名性の確保と統計精度向上など有用性の確保の観点から、世帯員単位での抽出を含めたりサンプリング方法、地域情報付与の可能性、世帯員の所得情報提供の可能性などの匿名化手法等について検討する必要がある。」

当該課題について、検討した結果を取りまとめたので、報告する。